

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部改正について

1 改廃の理由

令和9年度に県央地区に宮崎高等支援学校が開校することに伴い、所要の改廃を行う。

2 改廃する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則

3 改廃の内容

令和9年度に、県央地区に宮崎高等支援学校が開校することから、学校名に「宮崎高等支援学校」、部に「高等部」、高等部に置く学科に「職業科」、対象者に「知的障害者」を追加する。

4 施行日

令和9年1月1日

特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第 号

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(部及び専攻科)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。</p> <table border="1" data-bbox="271 815 1061 1129"><thead><tr><th>学 校 名</th><th>部</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県立小林こすもす支援学校</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	学 校 名	部	[略]		県立小林こすもす支援学校	[略]	<p>(部及び専攻科)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1144 815 1935 1129"><thead><tr><th>学 校 名</th><th>部</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県立小林こすもす支援学校</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>県立宮崎高等支援学校</u></td><td><u>高等部</u></td></tr></tbody></table>	学 校 名	部	[略]		県立小林こすもす支援学校	[略]	<u>県立宮崎高等支援学校</u>	<u>高等部</u>
学 校 名	部														
[略]															
県立小林こすもす支援学校	[略]														
学 校 名	部														
[略]															
県立小林こすもす支援学校	[略]														
<u>県立宮崎高等支援学校</u>	<u>高等部</u>														
<p>2 [略]</p> <p>(学科)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学</p>	<p>2 [略]</p> <p>(学科)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学</p>														

科を置く。

学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く学科
[略]		
県立小林こすもす支援学校	[略]	

(特別支援学校が行う教育の対象者)

第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。

学 校 名	対 象 者
[略]	
県立小林こすもす支援学校	[略]

科を置く。

学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く学科
[略]		
県立小林こすもす支援学校	[略]	
県立宮崎高等支援学校	職業科	

(特別支援学校が行う教育の対象者)

第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。

学 校 名	対 象 者
[略]	
県立小林こすもす支援学校	知的障害者、肢体不自由者
県立宮崎高等支援学校	知的障害者

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。